

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
岳南地域の減災に係る取組方針（案）

説明資料

平成30年2月23日

岳南地域豪雨災害減災協議会

【背景】

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申），平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申），平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。



※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

- 本協議会は下記に示す8の構成機関からなる。

構成機関	構成員
富士市	市長
富士宮市	市長
気象庁 静岡地方気象台	台長
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	所長
静岡県 危機管理部	理事(防災対策担当)
静岡県 東部危機管理局	局長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長
静岡県 富士土木事務所	所長

3 岳南地域の概要と主な課題

岳南地域概要

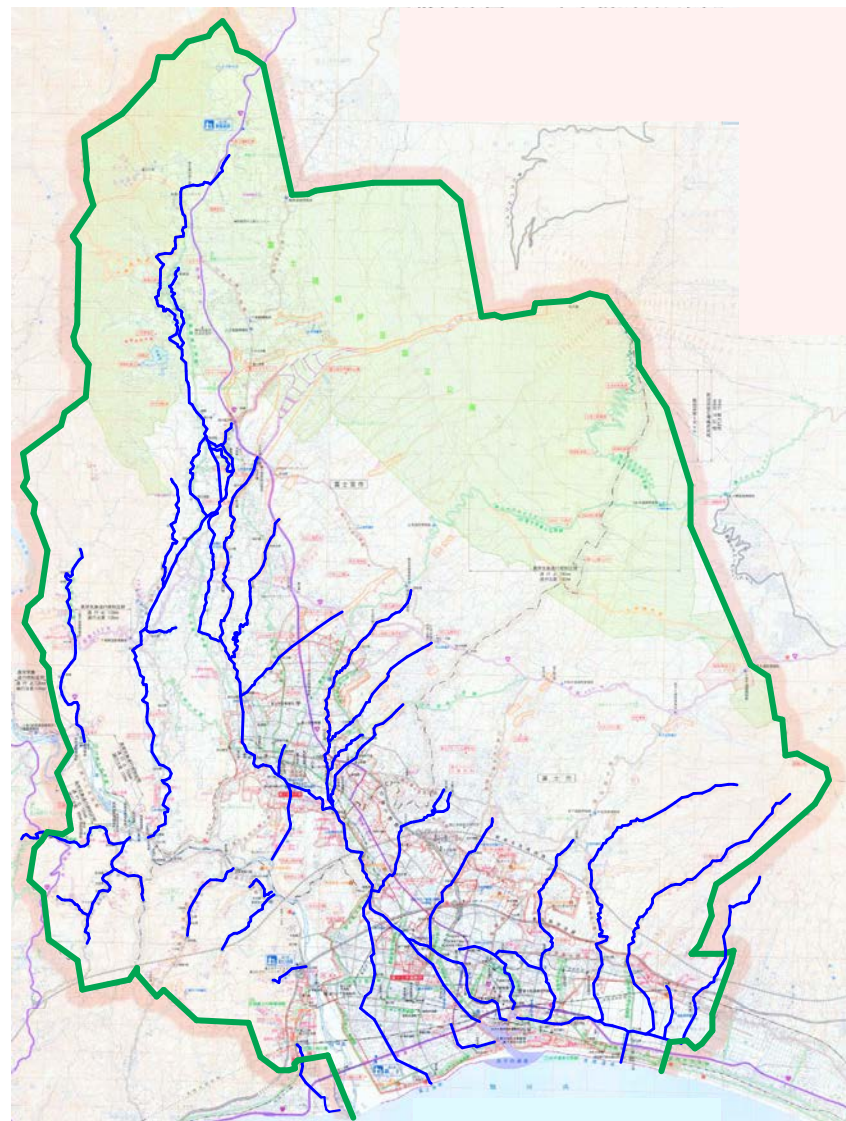
地域概要

- 岳南地域 : 富士市、富士宮市
面積 : 634km² (県全体の約8%)
人口 : 38万人 (県全体の約11%)

河川情報

- 水系数 : 1水系 (富士川水系)
河川数 : 1級河川 43河川
(代表河川 : 潤井川、沼川、芝川等)
管理延長 : 約187.4km

県管理河川



沼川流域

昭和49年7月(七夕豪雨)

原因

台風8号、梅雨前線の豪雨

被災状況

浮島低地及び富士市街地の浸水

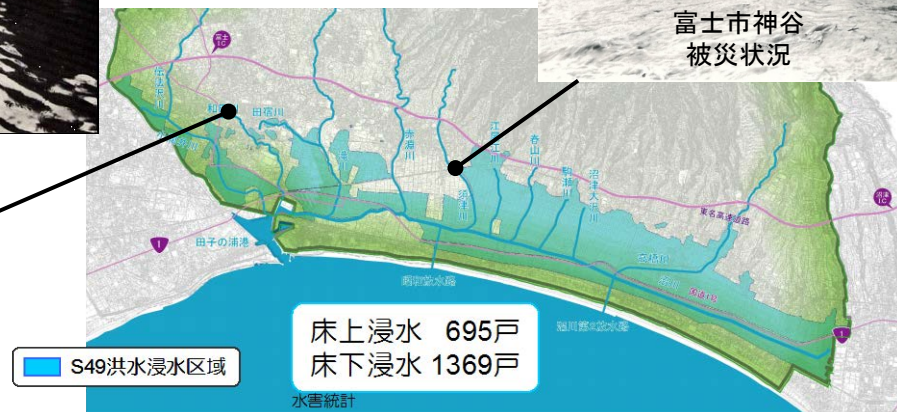
浸水家屋	2,064戸
床上浸水	695戸
床下浸水	1,369戸



富士市今泉
浸水状況



富士市神谷
被災状況



昭和51年8月9日

原因

低気圧及び前線の豪雨

被災状況

富士市街地の浸水

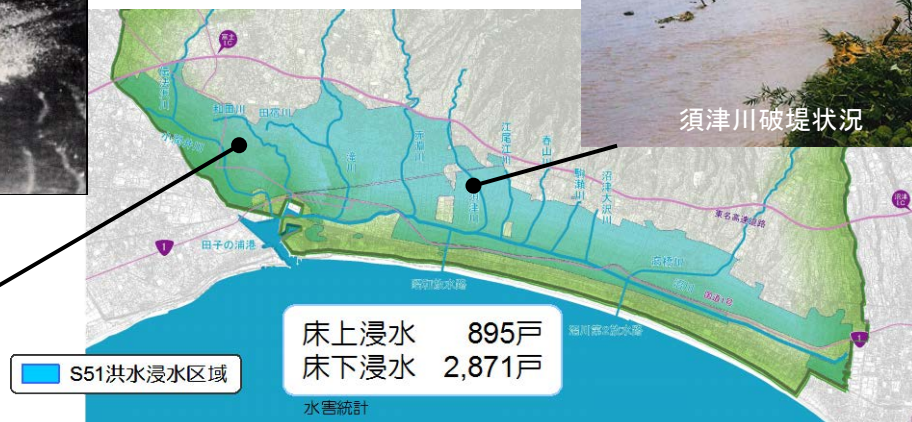
浸水家屋	3,766戸
床上浸水	895戸
床下浸水	2,871戸



富士市吉原本町
浸水状況



須津川破堤状況



潤井川流域

昭和54年10月18日

原因

台風20号による降雨

被災状況

浸水家屋	2,303戸
床下浸水	615戸
床上浸水	1,688戸

災害特徴

時間最大雨量83.5mmを記録

潤井川では、昭和20年10月の出水を契機に中小河川改修事業により整備が進められてきたが、富士市、富士宮市の両市街地は度々被害を受けている。



山橋上流右岸 富士市青葉町付近
越水状況



富士宮市大中里付近
浸水状況

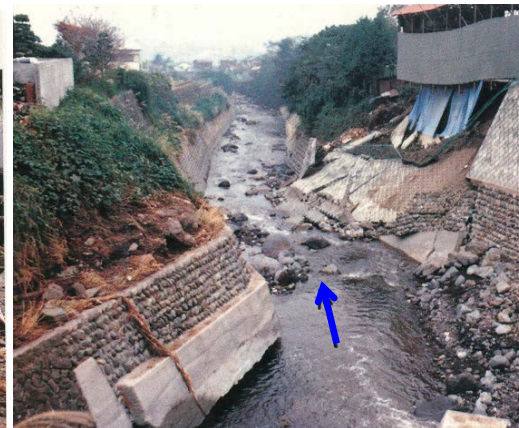


県道富士宮由比線野中橋 富士宮市野中東町
被災状況

弓沢川流域

昭和54年10月18日

原因	台風20号による降雨	
被災状況	浸水家屋	2,715戸
	床下浸水	657戸
	床上浸水	2,058戸
災害特徴	時間最大雨量83.5mmを記録	



弓沢川 被害状況

稲子川流域

昭和60年6月29日

原因
台風6号による降雨

被災状況
護岸流失
延長 1,365m



稲子川 被害状況

近年における被害の状況

日時	平成19年7月14日	平成26年10月6日
原因	台風4号	台風18号



平成19年7月14日洪水による浸水状況



平成26年10月6日和田川
市道冠水状況



平成19年7月15日江尾江川
河道状況



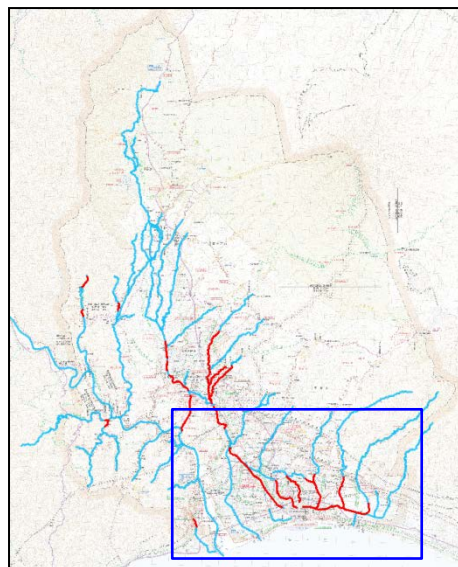
平成19年7月15日江尾江川
市道冠水状況



平成26年10月6日小潤井川・伝法沢川
合流部 浸水状況

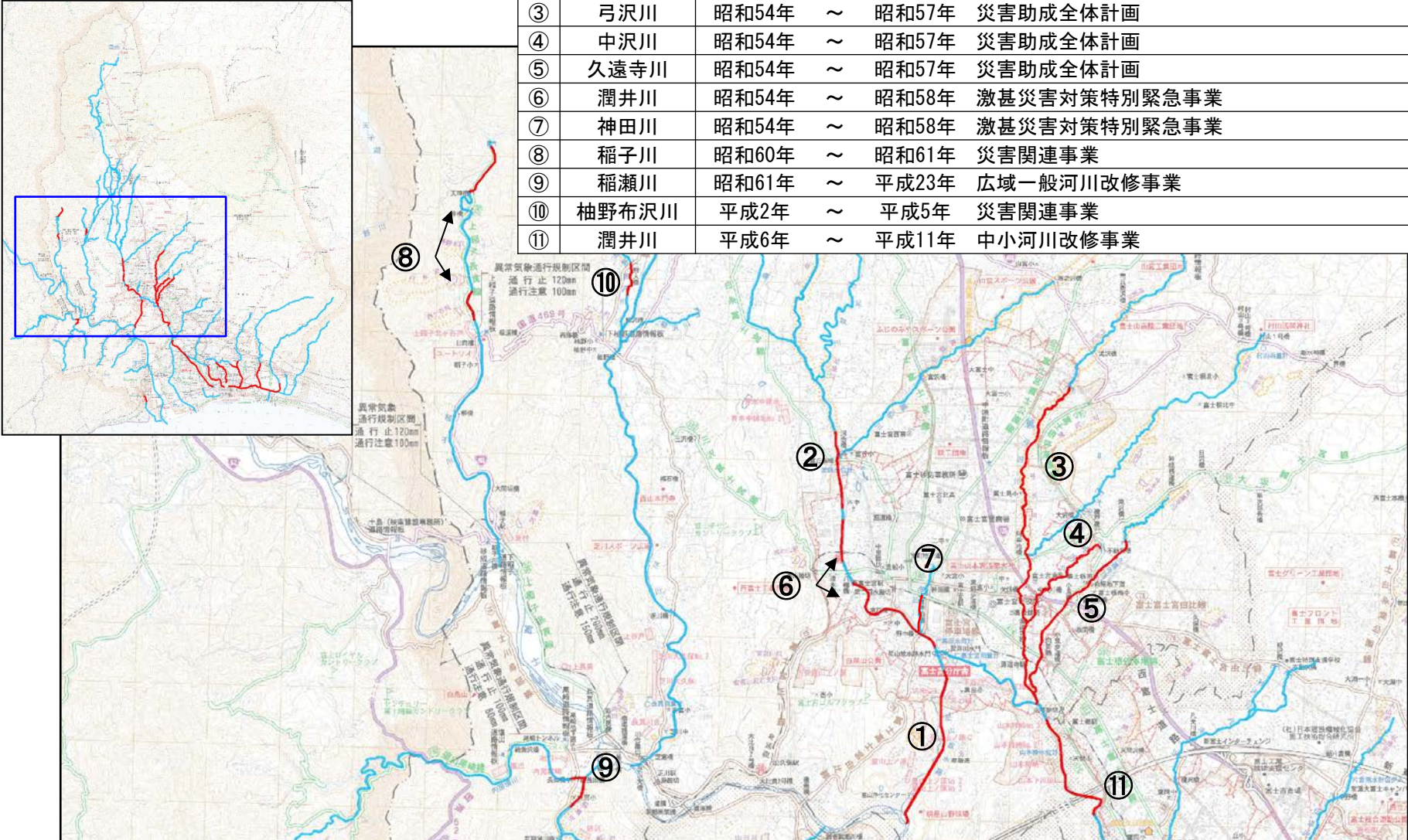
富士市

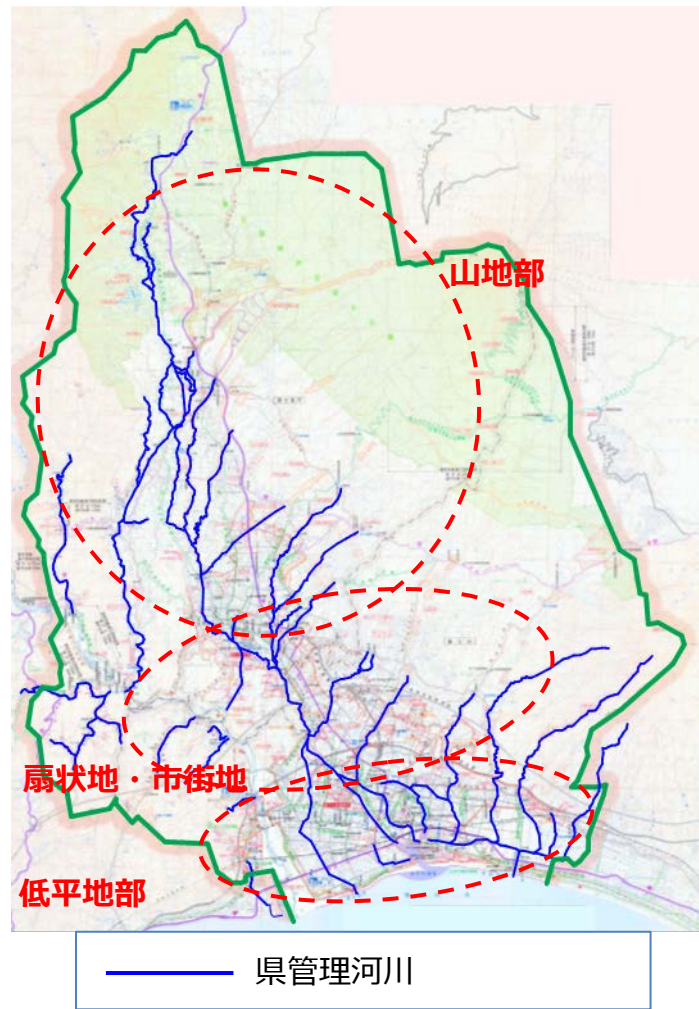
	河川名	事業年次・事業名		
①	潤井川	昭和31年	～	平成6年 中小河川改修事業
②	小池川	昭和40年	～	昭和56年 小規模河川改修事業
③	小潤井川	昭和46年	～	平成11年 小規模河川改修事業
④	和田川	昭和51年	～	昭和55年 激甚災害対策特別緊急事業
⑤	田宿川	昭和51年	～	昭和55年 激甚災害対策特別緊急事業
⑥	滝川	昭和51年	～	昭和55年 激甚災害対策特別緊急事業
⑦	赤淵川	昭和51年	～	昭和55年 災害復旧助成事業
⑧	須津川	昭和51年	～	昭和55年 災害復旧助成事業
⑨	沼川	昭和51年	～	昭和55年 災害復旧助成事業
⑩	沼川	昭和55年	～	平成11年 中小河川改修事業（広域河川改修事業）



富士宮市

	河川名	事業年次・事業名			
①	星山放水路	昭和44年	～	昭和49年	小規模河川改修事業
②	潤井川	昭和47年	～	昭和48年	災害関連事業
③	弓沢川	昭和54年	～	昭和57年	災害助成全体計画
④	中沢川	昭和54年	～	昭和57年	災害助成全体計画
⑤	久遠寺川	昭和54年	～	昭和57年	災害助成全体計画
⑥	潤井川	昭和54年	～	昭和58年	激甚災害対策特別緊急事業
⑦	神田川	昭和54年	～	昭和58年	激甚災害対策特別緊急事業
⑧	稲子川	昭和60年	～	昭和61年	災害関連事業
⑨	稲瀬川	昭和61年	～	平成23年	広域一般河川改修事業
⑩	柚野布沢川	平成2年	～	平成5年	災害関連事業
⑪	潤井川	平成6年	～	平成11年	中小河川改修事業





- 山地部では、急流区間が多い
⇒河岸侵食や洗掘などへの備えと、災害時の孤立集落等への対応が必要
- 低平地区では、地理的地形的な要因から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、その排水に長い時間を要する
⇒内水排除への備えが必要
- 山地部と低平地区に挟まれた扇状地・市街地には、築堤河川がある
⇒拡散型の氾濫に備えた減災対策が必要
- 頻発する水害に備えて、住民の意識向上を図る必要がある
⇒県は、洪水想定最大規模の浸水想定区域図等の公表が必要
⇒市は、浸水想定区域図に基づくハザードマップ等の周知が必要
- 氾濫が想定される区域内に人家や災害時の拠点施設があるにも関わらず、水害時の危険性が把握されていない。
⇒水害リスク情報の収集と周知方法の充実が必要

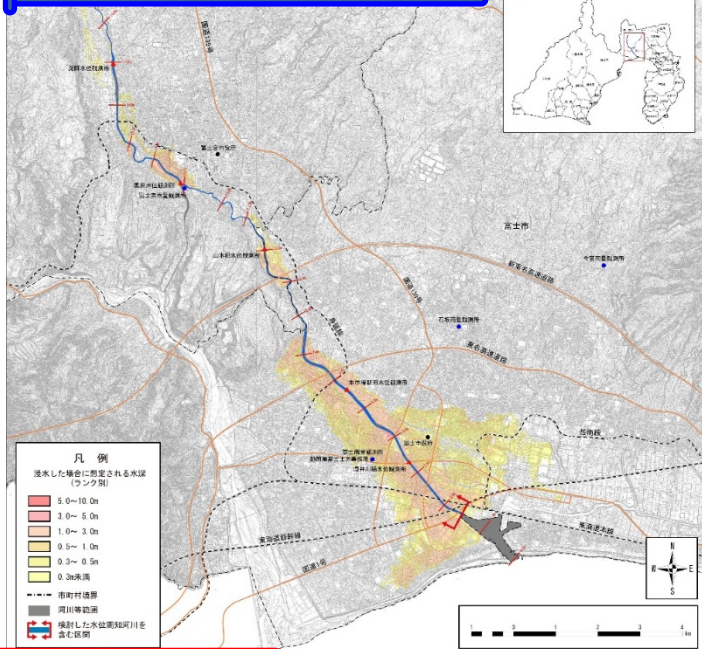
4 現状の取組状況と課題

想定される浸水リスク情報の周知

- 各市では、避難場所や避難経路、洪水による浸水区域と土砂災害危険区域を記載した**災害ハザードマップ**や**防災マップ**を作成し、住民に配布すると共にホームページで周知している。
- 県では、洪水浸水想定区域図を策定し、県ホームページ等で公表している。

潤井川洪水浸水想定区域図

平成29年12月26日公表



洪水浸水想定区域図の作成 ※平成27年7月水防法改正によるもの

今後は**最大規模の浸水想定に対応したハザードマップ**を作成し、公表していく予定。

【洪水浸水想定区域】

想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域。

【家屋倒壊等氾濫想定区域】

家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模降雨が生起し、洪水時に家屋が流出・倒壊するおそれがある範囲。なお、その要因から、洪水氾濫によるものと河岸侵食によるものの2つがある。

【浸水継続時間】

浸水継続時間は、氾濫水到達後、一定の浸水（50cm）に達してからその浸水深を下回るまでの時間。

課題

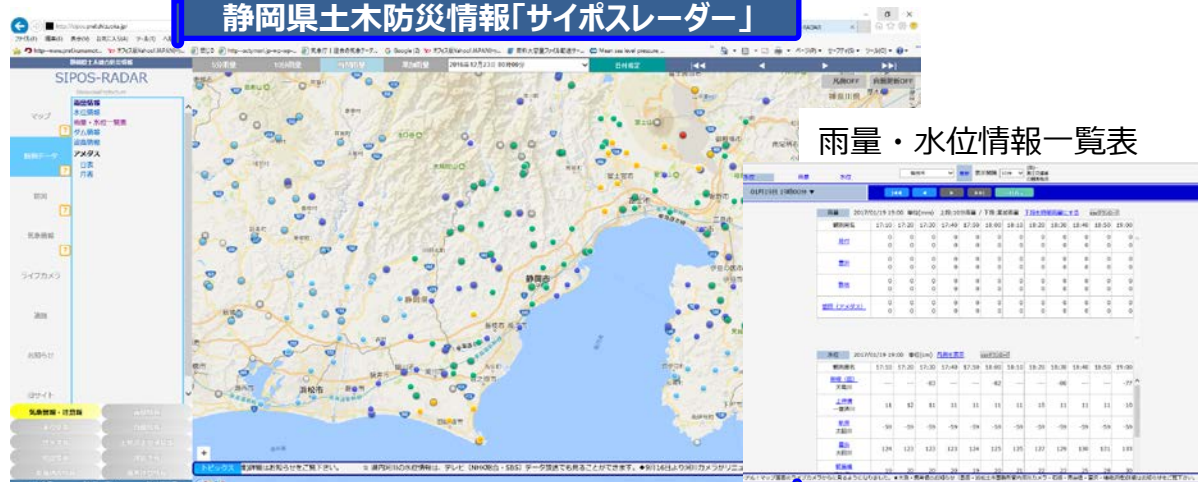
- 洪水浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。
- 最大クラスの洪水を対象としたハザードマップが未策定である。
- 洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。
- 計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。
- ハザードマップ作成にあたり、内水や支川の影響を考慮する必要があり、情報が不足している。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容

- 避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等の**リアルタイム情報をホームページ**で提供（静岡県土木防災情報**サイボスレーダー**：パソコンや携帯電話で情報提供）
- 水位観測所における水位状況を**ライブカメラ情報として配信**
- 誰もが簡単に情報入手できるように**地上デジタルデータ放送等も活用**して情報提供

静岡県土木防災情報「サイボスレーダー」



「サイボスレーダー」携帯電話画面



「サイボスレーダー」の主要機能

- ① 雨量・水位情報 : 県内各地の雨量計・水位計のデータをリアルタイム表示
- ② 気象情報 : 大雨注意報や洪水警報等の気象注意報・警報を表示
- ③ 防災情報 : 台風情報、津波情報、土砂災害警戒情報を表示
- ④ ライブカメラ : 県及び国の監視カメラ（河川・海岸・道路）の静止画像を表示
- ⑤ ピンポイント天気予報 : 最大42時間先までの詳細な天気予報を市町別に表示

課題

- f インターネット等により防災情報を提供しているが、情報の入手先が分からず、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
- g 水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。
- h ホットラインの実効性を確保するための訓練の実施が必要である。
- i 気象情報の更なる周知広報が必要である。
- j 水位計設置により情報が得られることは良いが、得た情報をどう活用するか慎重に検討する必要がある。

避難勧告等の発令基準

- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難の「指示」には**屋内での退避等**も含まれることになった。
- 平成26年4月の「**避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン**」改訂において、避難勧告等は空振りをおそれず早めに出すことを基本とされ、また、避難勧告等の発令時には、外が危険な場合には屋内での安全確保をとることも伝達することとされた。

避難情報等の発表状況

日付	原因	富士市			富士宮市		
		原因種別	避難準備	避難勧告	原因種別	避難準備	避難勧告
H26.10.6	台風18号	土砂災害		●	台風		●
		台風	●				
H26.10.13	台風19号	土砂災害	●		台風		●
H28.9.19	台風16号	土砂災害	●				
H28.9.20					土砂災害	●	
H29.6.21	低気圧	大雨	●		大雨		●
H29.10.23	台風16号	台風	●				

※平成28年12月（内閣府・消防庁通知）により、
「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
に変更となりました。

課題

- k 避難勧告等発令の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。
- l 避難情報発令の基準がないため、発令の判断が難しい。
- m 内閣府の新ガイドライン（避難勧告等に関するガイドライン：平成29年1月）に基づく、市の避難勧告等の判断基準の見直しに向けた支援が必要である。

住民等への情報伝達の体制や方法

- 県は河川のリアルタイムの状況が分かるライブカメラを20箇所設置している。
- 各市では、気象情報や地震情報などの緊急情報を素早く伝えるため、メールの配信サービスを行っている。同報無線の放送内容について目で確認できるとても有効な情報伝達手段である。

ライブカメラ



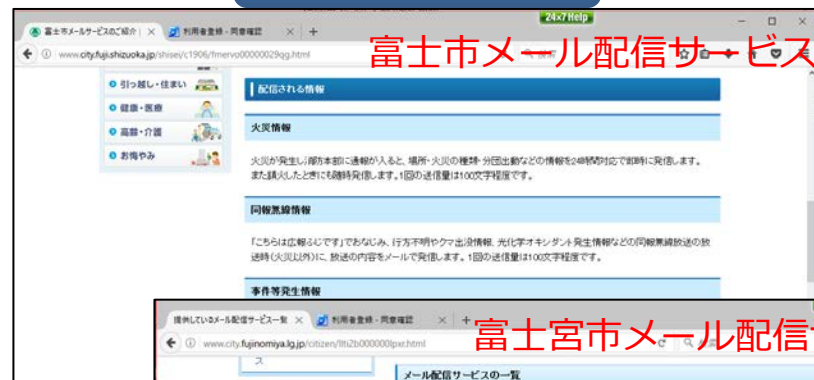
伝法沢川監視カメラ

潤井川監視カメラ

課題

- p 大雨や暴風により防災行政無線が聞き取りにくい可能性がある。
- q メール配信による情報提供を行っているが、一部の利用にとどまっている。
- r 提供されている情報の内容が十分に理解されておらず、主体的に行動できていない可能性がある。

メールサービス



富士市メール配信サービス

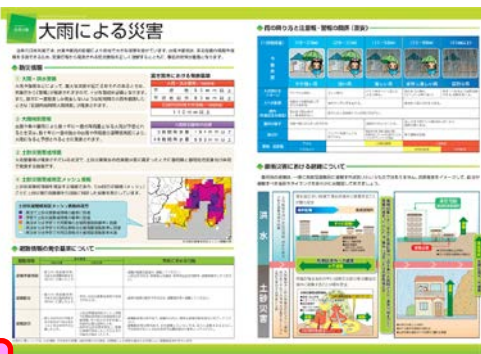
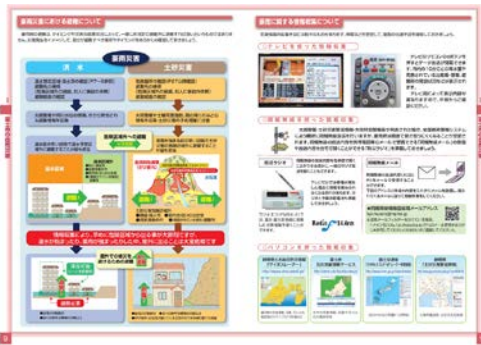


富士宮市メール配信サービス

平時からの住民等への啓発、防災教育・訓練

- 県は防災リーダー養成のために「静岡県ふじのくに防災士養成講座」を実施している。
- 県は、職員が講師として学校や企業等に防災訓練の出前講座を実施している。
- 洪水時の避難については、防災マップや洪水ハザードマップで周知している。
- 水害版DIGを実施している。

防災に関する情報提供



課題

- u 住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。
- v 地震防災と異なり、風水害は、啓発手法が難しいため広く啓発活動を推進できていない。

防災訓練



静岡新聞
(平成28年6月6日)

富士ニュース(平成28年6月7日)



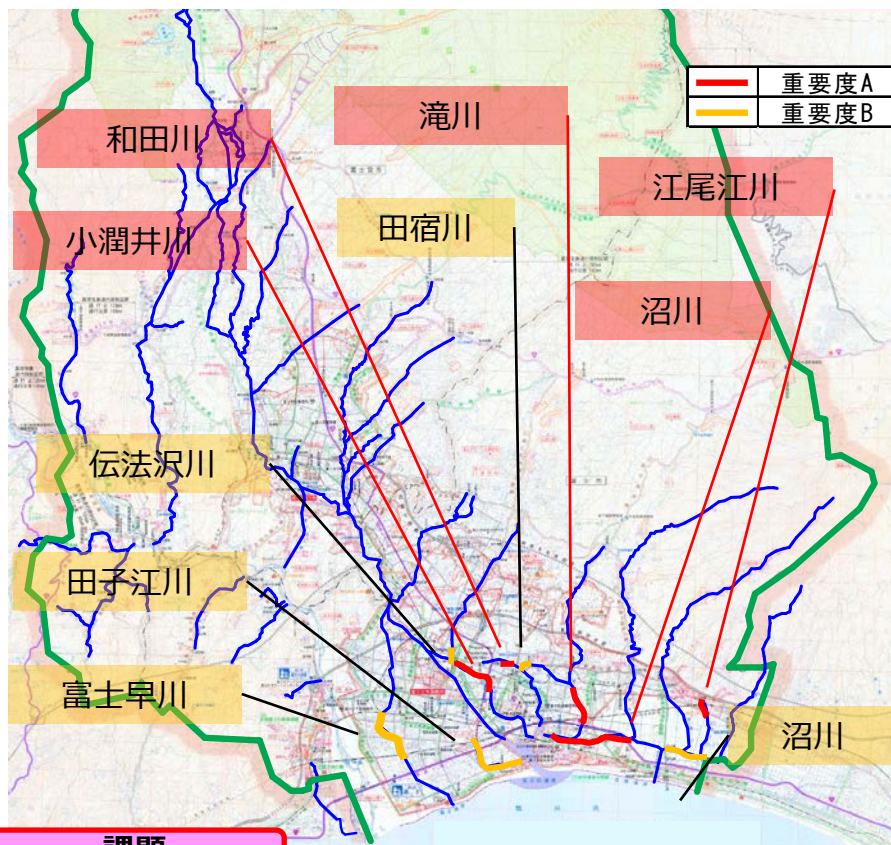
富士市：平成28年6月5日



富士宮市：平成28年6月5日

河川の巡視

- 県や水防団・消防団は、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。
- 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する箇所を重要水防箇所として位置付けている。
- 重要水防箇所として県水防計画書に記載するとともに県のホームページで公表している。
- 出水期前に県と市で堤防点検等を実施し、水防上危険箇所の情報共有を図っている。



重要水防箇所の区分

	重要度A	重要度B	計
河川数	5	5	9
箇所	5	5	10
延長 (m)	6,900	5,980	12,880

重要度A：沼川、小潤井川、和田川、滝川、江尾江川
 重要度B：沼川、田宿川、伝法沢川、富士早川、田子江川

種類	重要度A	重要度B
内容	洪水出水中定期に巡回、監視して情報を通報すべき箇所 (洪水注意報を受けたときより、巡回、監視に当る)	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)
指定基準	時間雨量30mm/h 日雨量130mm/日相当の降雨 施設被害の想定規模200戸以上	時間雨量50mm/h 日雨量200mm/日相当の降雨 施設被害の想定規模25戸以上
	加えて下の1～4に1つでも該当する場合 重要度A 重要度Bにそれぞれ指定される。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準流量が現況流下能力を超えているもの 2. 漏水、洗堀が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不沈下、流水疎通の障害物が認められ、被害が予想される箇所 4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 	

課題

- y 水防団・消防団の人員が足りず、すべての箇所の巡視が難しい。
- z 水防団・消防団の高齢化に伴い、安全面に対して不安がある。

水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持向上対策

- 毎年、出水期前に河川管理者と各市、水防団・消防団を含めた消防機関と共に重要水防箇所での合同巡視を行っている。
- 県は資機材不足発生時の広域的な応援体制を構築している。

河川堤防緊急点検



河川パトロール



課題

沼川：河川堤防緊急点検

潤井川：河道内堆砂、草木繁茂

有無瀬川：河積阻害(倒木)

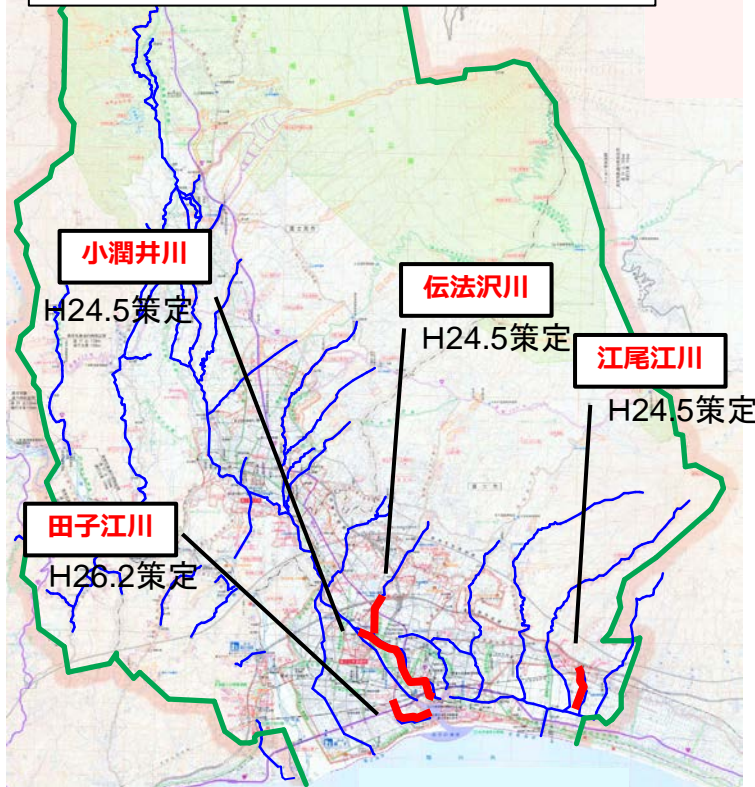
- aa 重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団・消防団に十分理解してもらう必要がある。
- ab 水防団・消防団員の減少や高齢化などにより水防工法の技術伝承に懸念がある。
- ac 水防団・消防団員の職業が変化しており、平日昼間の参集や活動に支障をきたしている。

④河川管理施設の整備に関する事項

堤防等河川管理施設の整備状況

- 治水安全度向上の緊急性や地元要望等を考慮して河川整備を推進している。
- 局所的な河川改修を実施している。

○一定規模の改修計画に基づき改修を実施している箇所
の例
(河川整備計画策定済みの箇所)



○地元要望等により緊急的局所的に改修を実施している箇所の例

一級河川芝川 河床掘削工事
(富士宮市精進川地先)



一級河川潤井川 河床掘削工事
(富士宮市青木地先)



一級河川稲瀬川 河床掘削工事
(富士宮市内房地先)



一級河川沼川 河床掘削工事
(富士市中里地先)



課題

- ai 近年、激化する気象状況に対応した流域の治水安全度の向上と既存施設の機能の維持が必要である。
- aj 流出抑制に向けた取組の継続と関係機関との更なる連携が必要である。

【5年間で達成すべき目標】

1. 逃げ遅れによる人的被害をなくすこと

水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること

2. 氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること

水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

上記目標の達成に向け、以下の2項目を柱とした取組を実施する。

取組（1）

- ・ 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組

取組（2）

- ・ 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

6 概ね5年間で実施する取組

取組（1）

・水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組

■要配慮者利用施設における確実な避難に向けた取組

- ・ 要配慮者利用施設の管理者等を対象とした防災情報等の提供
- ・ 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進

■避難行動を促す取組

- ・ 雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供
- ・ 出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実
- ・ 県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討
- ・ 避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証及び情報共有

■確実な避難勧告の発令に向けた取組

- ・ 避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検
- ・ ホットライン体制の構築
- ・ ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実

■水害リスク情報等の共有に向けた取組

- ・ 最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図への見直しの推進と周知
- ・ 洪水浸水想定区域図の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知
- ・ タイムラインの導入の推進
- ・ 水位周知河川の拡大の検討
- ・ 水害リスク情報の収集、周知方策の充実
- ・ 水位計・河川監視カメラの増設の検討

取組 (2)

・ 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

■ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

- ・ 水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携
- ・ 橋脚や護岸等への量水標の設置等による円滑な水防活動への支援
- ・ 水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討
- ・ 県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討

■ 氾濫水を迅速に排水するための取組

- ・ 国、各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施
- ・ 地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有

■ 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進

- ・ 河川整備計画等に基づく治水対策の着実な実施と激甚災害時の市町の災害復旧支援
- ・ 水田等流域の貯留機能の保全、確保等の流出抑制対策の推進

■ 河川における機能の確保

- ・ 河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全
- ・ 樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保

■ 施設能力を上回る洪水への対応

- ・ 背後に市街地を有する築堤河川等における天端補強等の減災対策の検討

抽出された課題と取組の関係



No	課題	(1) 水害リスク情報等の共有による 確実な避難の確保のための取組				(2) 洪水氾濫による被害軽減のための 水防活動・排水活動等の取組				
		要配慮者 施設にお ける確実 な避難	確実な 避難勧告 の発令	水害リスク 情報等の 共有	避難行動 を促す取 組	地域での 水防活動 の継続的 な実施	氾濫水を 迅速に排 水するた めの取組	総合的な 治水対策	河川にお ける機能 の確保	施設能力 を上回る 洪水への 対応
a	洪水浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。			○	○					
b	最大クラスの洪水を対象としたハザードマップが未策定である。			○						
c	洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。			○	○					
d	計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。			○						
e	HM作成にあたり、内水や支川の影響を考慮する必要があり、情報が不足している。			○						
f	インターネット等により防災情報を提供しているが、情報の入手先が分からず、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。				○					
g	水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。			○	○					
h	ホットラインの実効性を確保するための訓練の実施が必要。		○							
i	気象情報の更なる周知広報が必要である。				○					
j	水位計設置により情報が得られることは良いが、得た情報をどう活用するか慎重に検討する必要がある。			○						
k	避難勧告等発令の判断やタイミングが難しいため、首長の意思決定を後押しする河川管理者の支援が必要である。		○		○	○				
l	避難情報発令の基準がないため、発令の判断が難しい。			○						
m	内閣府の新ガイドライン（避難勧告等に関するガイドライン：平成29年1月）に基づく、市の避難勧告等の判断基準の見直しに向けた支援が必要である。				○					
n	想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難場所の見直しや避難者全員を収容できる避難所の確保が必要である。			○						
o	避難の本質が「リスクを避けること」であり「指定避難場所に行くこと」ではないことを周知徹底できていない。				○					
p	大雨や暴風により防災行政無線が聞き取りにくい可能性がある。				○					
q	メール配信による情報提供を行っているが、一部の利用にとどまっている。				○					

抽出された課題と取組の関係

No	課題	(1) 水害リスク情報等の共有による 確実な避難の確保のための取組				(2) 洪水氾濫による被害軽減のための 水防活動・排水活動等の取組				
		要配慮者 利用施設 における確 実な避難	確実な避 難勧告の 発令	水害リスク 情報等の 共有	避難行動 を促す取 組	地域での 水防活動 の継続的 な実施	氾濫水を 迅速に排 水するた めの取組	総合的な 治水対策	河川にお ける機能 の確保	施設能力 を上回る 洪水への 対応
r	提供されている情報の内容が十分に理解されておらず、主体的に行動できていない可能性がある。				○					
s	実践的な避難誘導訓練ができていない。				○					
t	市民一人一人が、自宅等の災害リスクの大きさ、身体状況などから適切な避難先を選択する必要があることを周知できていない可能性がある。				○					
u	住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。		○		○					
v	地震防災と異なり、風水害は、啓発手法が難しいため広く啓発活動を推進できていない。				○					
w	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率が低い。	○								
x	情報伝達された際の各行政機関が、どのような行動を取るべきか十分理解されていないことが懸念される。(タイムライン等の取組が必要)		○	○		○				
y	水防団の人員が足りず、すべての箇所の巡視が難しい。					○				
z	水防団の高齢化に伴い、安全面に対して不安がある。					○				
aa	重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団・消防団に十分理解してもらう必要がある。					○				
ab	水防団員・消防団員の減少や高齢化などにより水防工法の技術伝承に懸念がある					○				
ac	水防団員・消防団員の職業が変化しており、平日昼間の参集や活動に支障をきたしている。					○				
ad	複数箇所や大規模な水防対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。					○				
ae	施設や装備の老朽化が著しく更新費用の確保が難しい。					○				
af	資材運搬トラックが不足しており、運搬手段の確保が難しくなっている。					○				
ag	大規模浸水時の迅速な排水活動について、国の排水計画を参考に検討する必要がある。						○			
ah	許可工作物の管理者に対する適切な維持管理と洪水時の操作等の指導を強化する必要がある。								○	
ai	近年、激化する気象状況に対応した流域の治安安全度の向上と既存施設の機能の維持が必要である。							○	○	○
aj	流出抑制に向けた取組の継続と関係機関との更なる連携が必要である。							○		

● 要配慮者利用施設における確実な避難に向けた取組

■ 課題

(w) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率が低い。

内容	目標時期	主な取組機関
要配慮者利用施設の管理者等を対象とした防災情報等の提供	引き続き実施	国・県
確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	平成29年度から 順次実施	市

主な内容

- ・研修会に出席し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について説明するとともに、関係者への働きかけを行う。
- ・施設の避難確保計画作成の促進

平成28年度(県主催) 要配慮者利用施設の管理者向け説明会



国土交通省中部地方整備局
気象庁静岡地方気象台
県危機管理部
県健康福祉部
県交通基盤部

H29.2.14 東部会場(沼津市民文化センター)
H29.2.15 西部会場(アクトシティ浜松)
H29.2.23 中部会場(静岡市民文化会館)
H29.3.16 賀茂会場(下田総合庁舎)

● 確実な避難勧告の発令に向けた取組

■ 課題

(u)住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。

(h)ホットラインの実効性を確保するための訓練の実施が必要。

内容	目標時期	主な取組機関
避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	引き続き実施	国・県・市
ホットライン体制の構築	平成29年度から 順次実施	国・県・市
ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実	引き続き実施	県・市

洪水対応演習（H29.6.19）における ホットライン訓練の様子

主な内容

・「タイムライン」や「避難勧告等発令の判断、伝達マニュアル」に基づき市町が避難勧告等を発令することを想定した水害版図上訓練等を実施し、必要に応じて、市町と合同で発令基準の見直しを図る。
・避難勧告等の発令を想定した水害版図上訓練等に参加及び助言



富士土木 大石所長



富士市 小長井市長

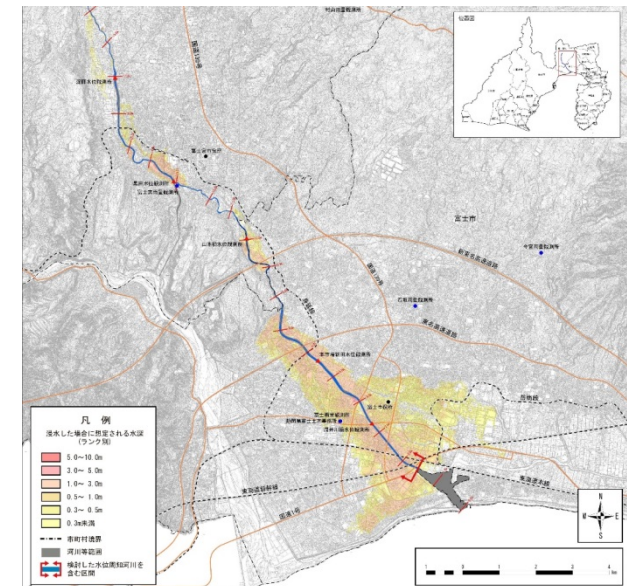
● 洪水予報河川、水位周知河川における取組

■ 課題

- (a)洪水浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。
- (b)最大クラスの洪水を対象としたハザードマップが未策定である。
- (c)洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。

内容	目標時期	主な取組機関
最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しの推進と周知	平成29年度	県
洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知	平成30年度から順次実施	市
タイムラインの導入の推進	平成29年度から順次実施	県・市

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）の例



主な内容

- ・洪水浸水想定区域に関する情報提供等によりハザードマップの作成支援を行う。
- ・県の浸水想定区域図の作成に合わせて、市は洪水ハザードマップを更新する。

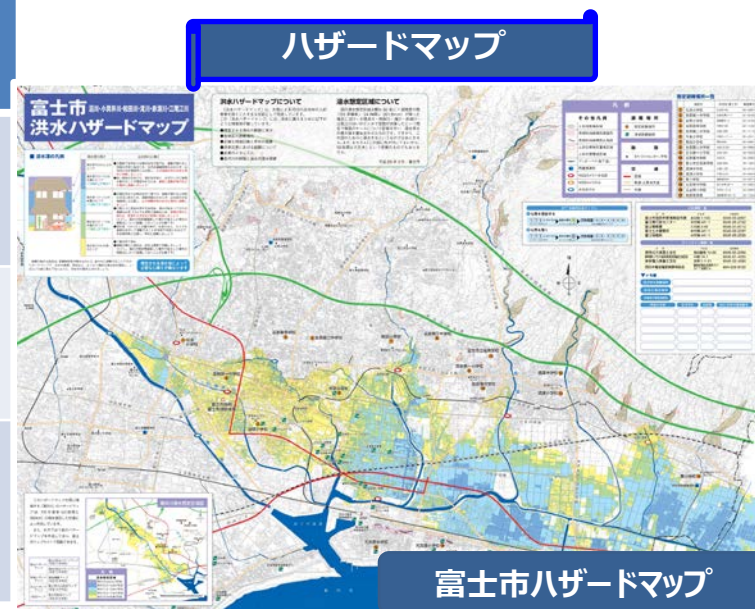
河川名	想定最大規模	計画規模
潤井川	公表済み	公表済み
沼川		
小潤井川		

- 水害リスク情報等の共有に向けた取組
洪水予報河川、水位周知河川における取組

■課題

- (a)洪水浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。
- (b)最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定である。
- (c)洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。

内容	目標時期	主な取組機関
最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図への見直しの推進と周知	平成29年度	県
洪水浸水想定区域図の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知	平成30年度から順次実施	市
タイムラインの導入の推進	平成29年度から順次実施	県・市



主な内容

- ・洪水浸水想定区域に関する情報提供等によりハザードマップの作成支援を行う。
- ・県の浸水想定区域図の作成に合わせて、市は洪水ハザードマップを更新する。

●水害リスク情報等の共有に向けた取組 その他の河川（区間）における取組

■課題

(g)水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。

(l)避難情報発令の基準がないため、発令の判断が難しい。

内容	目標時期	主な取組機関	主な内容
水位周知河川の拡大の検討	平成29年度から順次実施	県	・水位周知河川の拡大について検討する。

◆水害危険性の周知河川等の選定フロー（県の考え方）

水防法指定河川に未指定の河川（473河川）の内、洪水により相当な被害を生じる河川
 優先度 A ・流域面積概ね20 km²以上かつ洪水到達時間 1時間以上
 選定条件 ・氾濫区域内人口3,000人以上又は近年に床上浸水の実績がある
 優先度 B ・災害拠点等（役場、災害拠点病院）の所在地に係る河川

↓ YES (32河川)

水位周知河川候補
 選定条件：危険水位の設定が可能な河川（洪水到達時間 1時間以上）

水位周知河川：26河川（法指定検討）

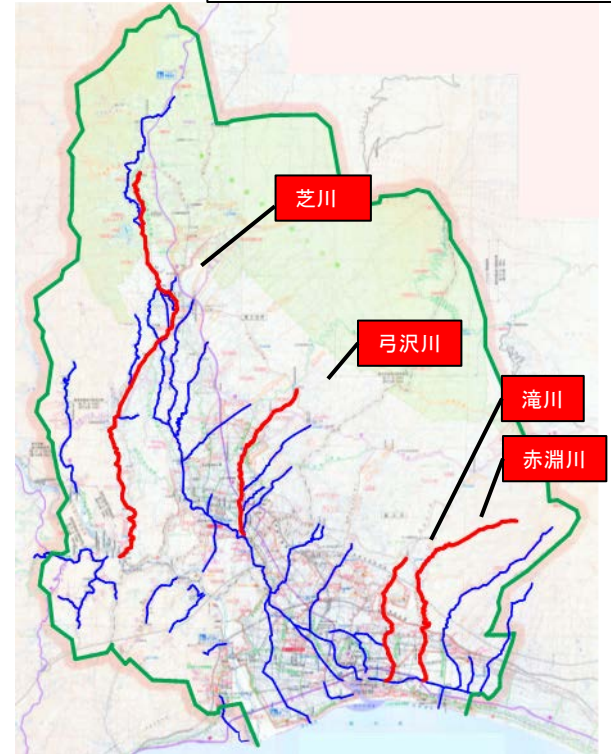
水害危険性の周知河川：6河川

・新たに水位周知河川に指定する候補河川を選定し、検討により指定が可能な河川について市町との調整を踏まえ順次、水位周知河川に指定する。

現在の法指定河川 3河川
 ○水位周知河川
 ・潤井川 ・沼川 ・小潤井川



新たな法指定候補河川 4河川
 ○水位周知河川
 ・滝川 ・赤淵川 ・弓沢川 ・芝川



— 水位周知河川への指定候補

● 水害リスク情報等の共有に向けた取組 その他の河川（区間）における取組

■ 課題

- (g) 水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。
- (l) 避難情報発令の基準がないため、発令の判断が難しい。

内容	目標時期	主な取組機関	主な内容
水害リスク情報の収集、周知方策の充実	平成29年度から順次実施	県・市	主な内容 ・危機管理型水位計を設置する。
水位計・河川監視カメラの増設の検討	平成29年度から順次実施	県	

◆ 危機管理型水位計の設置検討河川の選定の考え方

水位計が未整備の河川の内、洪水予報・水位周知河川に未指定の河川で以下の3点に関する河川

- ・市庁舎・病院等の重要施設が付近にある。
- ・重要水防箇所A、Bの指定がある。
- ・過去10年浸水実績がある。

◆ 岳南地域における選定河川

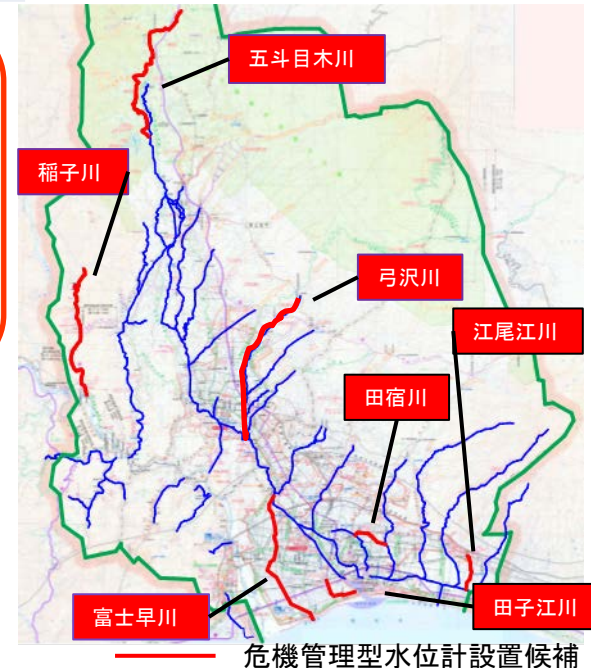
市町拠点：1河川
 弓沢川
 重要水防箇所A：1河川
 江尾江川
 重要水防箇所B：3河川
 田子江川、田宿川、富士早川
 過去10年の浸水実績：2河川
 稲子川、五斗目木川

危機管理型水位計の設置



従来型と危機管理型の主な違い

1. 設置コストが低い。
 ※従来型の1/10以下のコスト（100万円/台以下）
2. 洪水時に観測データを伝送する。
 ※監視時のデータ転送は1日に1回



危機管理型水位計設置候補

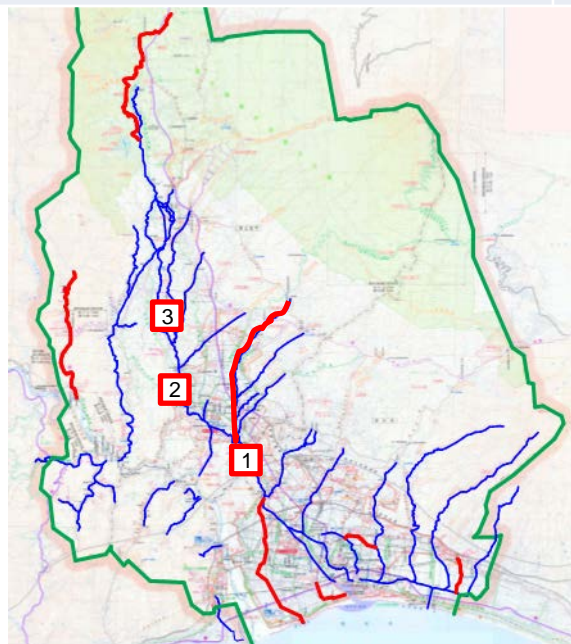
- 水害リスク情報等の共有に向けた取組
その他の河川（区間）における取組

■ 課題

(g) 水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。

(l) 避難情報発令の基準がないため、発令の判断が難しい。

内容	目標時期	主な取組機関	主な内容
水害リスク情報の収集、周知方策の充実	平成29年度から順次実施	県・市	
水位計・河川監視カメラの増設の検討	平成29年度から順次実施	県	



□ 監視カメラ設置候補

◆ 岳南地域における取組内容（監視カメラ）

監視カメラ設置済河川 12河川

- ・潤井川
- ・和田川
- ・赤淵川
- ・富士早川
- ・沼川
- ・滝川
- ・芝川
- ・稲子川
- ・小潤井川
- ・伝法沢川
- ・田子江川
- ・江尾江川



新たな監視カメラ設置候補河川

- ・潤井川（3箇所）
1.山本橋 2.淀師 3.上条

● 避難行動を促す取組

■ 課題

- (c)洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。
- (o)避難の本質が「リスクを避けること」であり「指定避難場所に行くこと」ではないことを周知徹底できていない。

内容	目標時期	主な取組機関
雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	引き続き実施	国・県・市
出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	引き続き実施	国・県・市
県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	平成29年度から順次実施	県
避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証及び情報共有	平成29年度から順次実施	市

主な内容

・ 出前講座や防災関係のイベントなどにおける住民向けの説明等について各機関で相互協力・支援を行い、普及啓発に取り組む。

住民説明会・防災訓練



富士宮市 大中里地区説明会
平成 29年 6月 4日



富士宮市 稲子地区説明会
平成 29年 9月 4日



富士市 神谷地区防災訓練兼説明会
平成29年6月4日



●地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

■課題

(x)タイムライン等の取組が必要である。

(aa)重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団・消防団に十分理解してもらう必要がある。

(ab)水防団・消防団員の減少や高齢化などにより水防工法の技術伝承に懸念がある。

内容	目標時期	主な取組機関
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	引き続き実施	国・県・市
橋脚や護岸等への量水標の設置等による円滑な水防活動への支援	平成30年度から順次実施	県・市
水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討（非常用の備蓄土砂置き場の充実や土のうステーションの整備等）	平成30年度から順次実施	県・市
県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	平成29年度から順次実施	県



主な内容

・市町が実施する水防演習、水防訓練に河川管理者が参加、連携して取組む。

● 氾濫水を迅速に排水するための取組

■ 課題

(ag)大規模浸水時の迅速な排水活動について、国の排水計画を参考に検討が必要である。

内容	目標時期	主な取組機関
国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	引き続き実施	国・県・市
地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	平成30年度から順次実施	県・市

主な内容

・国が実施する排水ポンプ車等による訓練への参加

災害対応



災害時の対応

- ・平成29年10月23日 台風21号
- ・富士市五貫島での排水作業の実施

排水訓練



災害対策車両合同操作訓練

平成29年6月22日～23日

- ・建設業協界各社、事務所管内の自治体職員、消防（水防）団員が合同で参加
- ・照明車の操作及び排水ポンプ車による排水訓練の実施

● 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進

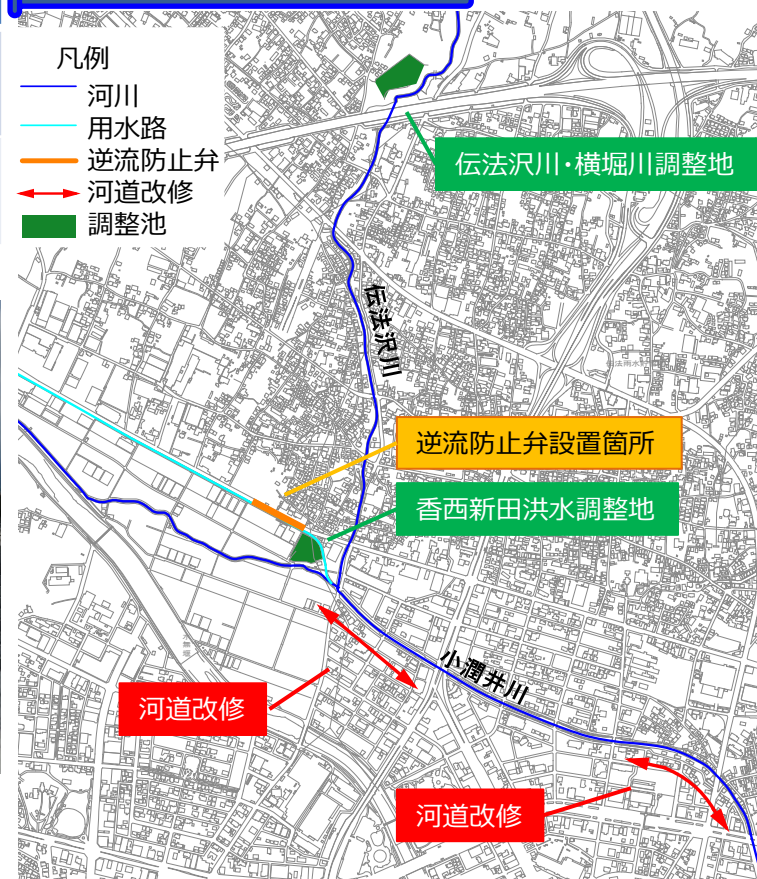
■ 課題

(ai) 近年、激化する気象状況に対応した流域の治水安全度の向上と既存施設の機能の維持が必要である。

(aj) 流出抑制に向けた取組の継続と関係機関との更なる連携が必要である。

内容	目標時期	主な取組機関
河川整備計画等に基づく治水対策の着実な実施	引き続き実施	県・市
水田等流域の貯留機能の保全、確保等の流出抑制対策の推進	引き続き実施	県・市

アクションプラン実施箇所の例



伝法沢川・横堀川調整地

主な内容

- ・ 和田川・小潤井川
- ・ 伝法沢川アクションプランの推進
- ・ 小潤井川・伝法沢川における100mm/h安心プランの実施

●河川における機能の確保

■課題

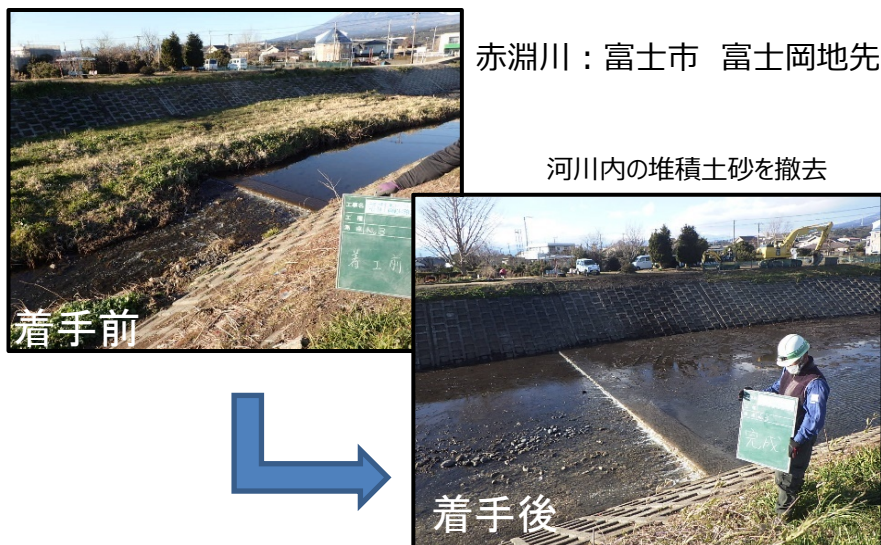
- (ah)許可工作物の管理者に対する適切な維持管理と洪水時の操作等の指導を強化する必要がある。
- (ai)近年、激化する気象状況に対応した流域の治水安全度の向上と既存施設の機能の維持が必要である。

内容	目標時期	主な取組機関	主な内容
河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	引き続き実施	県・市	・河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況の把握に努め、優先度に応じて治水上支障のある箇所の河床掘削等を実施する。
樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	引き続き実施	県・市	

河川環境整備



河床掘削工事



●施設能力を上回る洪水への対応

■課題

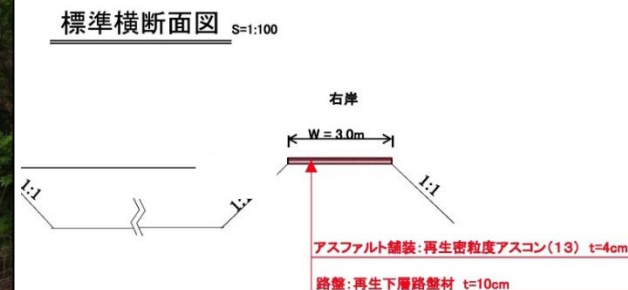
(ai)近年、激化する気象状況に対応した流域の治水安全度の向上と既存施設の機能の維持が必要である。

内容	目標時期	主な取組機関
背後に市街地を有する築堤河川等における天端補強等の減災対策の検討	引き続き実施	県

主な内容

・堤防天端舗装の実施河川を選定し、優先順位を定め危機管理型ハード対策を推進する。

堤防天端舗装実施状況(沼川)



アスファルトによる保護

取り組み期間は、平成33年度までの5年間

- 各機関は、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映し、組織的、計画的、継続的に取り組む。
- 原則として、**毎年出水期前**に関係機関が一堂に会し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて**取組方針を見直す**。
- 実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、**継続的なフォローアップ**を行う。
- 全国で作成される他の取組方針や技術開発の動向、その時点までの取組状況を踏まえ、**取組方針を見直す**。